

インド官報

臨時

第 2 編 第 3 セクション サブセクション ()

当局発行

第 2596 号 ニューデリー、2014 年 12 月 18 日木曜日 / インド国定歴 1936 年 9 月 27 日

環境森林気候変動省

通知

ニューデリー、2014 年 12 月 17 日

SO 3232 (E) インドは 2002 年 6 月 10 日に署名・批准した食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) の締約国であることに鑑み、

ITPGRFA の目的は、持続可能な農業と食料安全保障のために生物多様性条約と調和したうえで、食料と農業のための植物遺伝資源の保全と持続可能な利用とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分であることに鑑み、

ITPGRFA 第 12 条は、多数国間の制度のもとでの食料と農業のための植物遺伝資源の円滑な機会の取得について規定していることに鑑み、

生物多様性条約の下に 2010 年 10 月 29 日に採択された遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書は、生物多様性条約の利益配分のための取得の実施を定めていることに鑑み、

名古屋議定書第 4 条は、本議定書が、特定の文書の対象となる特定の遺伝資源に関しては、締約国には適用されないことを規定していることに鑑み、

2002 年の生物多様性法第 40 条 (2003 の 18) は、ある種の生物資源を同法の規定から免除する権限を中央政府に与える。

したがって、2002 年生物多様性法 (以下、「同法」) 第 40 条の権限の行使と、食料と農業のための植物遺伝資源の円滑な機会の取得を提供するための ITPGRFA に対するインド政府の義務の履行において、中央政府は、国家生物多様性局と協議のうえ、農業協力省が ITPGRFA の附属書 に記載されている作物

原文タイトル: Ministry of Environment, Forests and Climate Change Notification

原文リンク: <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/1B980BDE-EF9C-069A-74A4-8C25147C3642/attachments/Gazette%20Notificaiton%20on%20exemption%20of%20crops%20listed%20in%20the%20Annex%20I%20of%20the%20ITPGRFA.pdf>

(最終アクセス日: 平成 31 年 1 月 22 日)

の中から必要と認められる作物について、多数国間の制度の対象となる食用作物および飼料であり、従って研究のための利用と保全、育種、食料と農業の研修を目的とする場合、同法第3条および第4条の適用を免除することができることを宣言している。

ただし、化学、製薬及び/又はその他の非食料又は非飼料産業のための使用は含まないものとする。

2. 農業協力省は、前述の目的のために ITPGRFA の下で、食料と農業のための植物遺伝資源の取得の機会を提供するため、免除されたすべての作物を国家生物多様性局にその都度、通知しなければならない。

[F. 28-5 / 2008-CS (NBA)]

アニル・サント、Jt. Secy.